

役員・従業員行動宣言

当社は、社是「産業を通じて、国家・社会に貢献する」を実現するために「企業倫理憲章」を制定し、社内外に公表しています。本宣言は、当社グループの役員及び従業員（出向社員・契約社員・派遣社員を含む）の行動における指針を明示し、この実施を宣言することによって、「企業倫理憲章」の実効性を確保するものです。

役員及び従業員は、公正かつ適正な事業活動を行い、社会の一員としての責務を果たすため、以下に定める指針を自らの行動規範として、遵守するものと致します。

1. 社会・顧客の課題解決と持続可能な経済成長

私たちは、適正価格・高品質の製品を通じて、社会・お客様が抱える課題の解決を図ります。

- (1) お客様のニーズに合致した、高品質で適正な価格の製品を開発・提供します。
- (2) 健康・安全・環境に配慮した製品設計を行うとともに、製品の内容や取扱いなどに関する情報を正確にお客様へ提供し、事故やトラブルの発生を未然に防止するよう努めます。
- (3) お客様からのご意見を誠実に受け止め、経営活動の改善に役立てます。

2. 経営の透明性確保

私たちは、適正な情報開示により、従業員・株主様・お客様・お取引先様・社会とコミュニケーションを図り、透明度の高い経営を目指します。

- (1) 法令に従って開示情報を正確かつ適正に作成し、適時に提供します。
- (2) 自社の経営方針、新製品などの経営に関する情報に加えて、安全・環境・社会的側面に関する情報についても、多様な手段を活用して開示します。
- (3) 重要情報に関する社内での管理を徹底し、インサイダー取引を行いません。

3. 公正・健全な事業活動

私たちは、公正・健全な事業活動を行います。

- (1) 製品の輸出入手続や官公庁からの許認可の取得など、事業活動の遂行に必要な手続や規制を遵守します。
- (2) 独占禁止法・下請法などの国内外の競争法令を遵守し、談合や再販売価格の維持等、公正・自由な競争を阻害する行為を行いません。
- (3) 資材の調達に関しては、特定の取引先を有利又は不利に扱うことなく、資材の品質や価格だけでなく、個別具体的な取引ごとの合理的な基準によって選定します。
- (4) 取引先等への接待や贈物及び冠婚葬祭その他の行事は、社会的常識の範囲内で行い、健全な取引の妨げとしません。

- (5) 国内外の公務員への贈賄及び違法な政治献金等、政治及び行政との癒着と誤解されかねない行為は行いません。
- (6) 反社会的勢力に対しては、警察と連携して毅然とした態度で臨み、利益供与や寄付等を行いません。

4. 環境保護・地域社会との調和

私たちは、環境保護を重視し、地域社会との共存・調和を図ります。

- (1) 製品の開発・製造・消費・廃棄までの各段階における、環境への影響評価に努め、環境負荷や汚染問題等の環境リスクをできる限り低減するとともに、省資源やエネルギーの効率的利用と廃棄物の再資源化を図ります。
- (2) 法令及び規則等に則り、化学物質を適正に管理・廃棄します。
- (3) 環境意識の向上を図り、リサイクル製品の購入やペーパーレスによる紙資源の節約等、環境保護活動に参加します。

5. 知的財産と情報の管理

私たちは、知的財産及び情報の保護と管理を、適切かつ厳正に行います。

- (1) 職務上なされた発明等については、社内規程に従って適切に当社の知的財産管理部門へ届け出ると共に、権利出願などにより知的財産権の保全・管理に努めます。
- (2) 第三者の知的財産権を尊重し、先行調査の実施などによって、その侵害を未然に防止するよう努めます。
- (3) お客様・お取引先様の情報や個人情報など事業活動に関連する第三者の情報は、合法的に取得し、厳重に管理します。
- (4) 事業活動により得た機密情報を無許可で社外に開示・漏洩し、また事業活動とは無関係に自己又は第三者のために使用しません。

6. 個人の尊重と職場環境の充実

私たちは、個人を尊重し、健康で安全な働きやすい職場環境を確保します。

- (1) 各人の人権を尊重し、社会的地位、雇用形態、年齢、性別、出身、国籍、人種、障害、宗教、信条、結婚の有無等を理由にした不当な差別や嫌がらせなど、個人の尊厳を傷つける行為は行いません。
- (2) 各人の個性と多様性を尊重し、多様な従業員がそれぞれ能力を最大限発揮できる機会を提供します。特に、海外での事業活動においては、現地社会からの人材登用及び育成に努めます。
- (3) 職場環境の安全・衛生の確保を最優先に取り組みます。万一、業務上の災害が発生した場合は、被害を最小限に止め、また、再発の防止に努めます。
- (4) 自らの健康こそが自己実現の根幹であり、本人・家族・株主様・お客様・お取引先様・社会の幸福の礎と考え、常に心身の健康増進に努めます。
- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、仕事と生活を両立しながら各人がいきいきと働けるように、職場環境の整備に努めます。